○経済産業省令第四十二号

関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第四条第二項の規定に基づき、エチレンの重合体のうちバイオマスから製造したものの証明書の発給に関する省令を次のように定める。

平成三十一年三月三十日

経済産業大臣　世耕　弘成

エチレンの重合体のうちバイオマスから製造したものの証明書の発給に関する省令

（証明書の交付申請）

第一条　関税暫定措置法施行令第四条第一項の証明書の交付を受けようとする者は、次の書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　別記様式による証明書交付申請書

二　当該証明書に係るエチレンの重合体がバイオマスから製造したものであることを証する書面

（証明書の発給）

第二条　経済産業大臣は、前条の規定による申請を受けた場合において、証明書を発給することを適当と認めるときは、当該申請に係る前条の申請書に、証明書を発給する旨を記入し、これを前条の証明書として当該申請をした者に交付するものとする。

2　経済産業大臣は、前条の規定による申請を受けた場合において、証明書を発給することを不適当と認めるときは、遅滞なく、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

3　経済産業大臣は、前条の規定による申請をした者に対し必要な書類の提出を求め、又はその者から必要な事項について説明を求めることができる。

4　第一項の規定による証明書の交付は、当該申請を経済産業大臣が受理した日から起算して十五日を経過した日までにするものとする。

（証明書の返納）

第三条　経済産業大臣は、証明書を返納させる必要があると認めるときは、証明書の交付を受けている者に対し、その返納を命ずることができる。

附　則

この省令は、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成三十一年政令第百三十三号）の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

別記様式（第一条第一号関係）

エチレンの重合体のうちバイオマスから製造したものの証明書交付申請書

経済産業大臣　　殿

年　月　日

申請者　　氏名又は名称及び代表者氏名　　印

住所

下記のエチレンの重合体は、バイオマスから製造したものであるため、関税暫定措置法施行令第四条第一項の証明書の交付を受けたく、エチレンの重合体のうちバイオマスから製造したものの証明書の発給に関する省令第一条の規定に基づき申請します。

記

製造業者名
製造業者の住所
輸出者名
輸出者の住所
輸入の時期　　年　月　日
輸入港名
エチレンの重合体の品目ごとの輸入数量及び輸入金額

税表番号	輸入数量（KG）	輸入金額（円）

仕入書番号

証　明　書

番　号
年　月　日

経済産業大臣　　印

上記申請に係るエチレンの重合体は、バイオマスから製造したものであることを証明する。